

税務Q&A



インボイスがこんなに 面倒臭いなんて・・・。

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 金谷比呂史
(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp>)



今年10月の導入を控えたインボイス制度の基本的なことはようやく理解できた気がします。ただ、インボイス導入によって、当社にとって、具体的にどういう影響が出てくるのか、イメージが持てません。大まかなイメージだけでも良いので教えてください。



インボイス導入は、帳簿及び請求書等に係る制度の変更にすぎないものの、経理のみならず、日常業務や経営にも影響を与えるものです。

1 事務が変わる!

法令が定める一定の要件に当てはまるもののみがインボイスになる、というだけで、受け取る請求書等にインボイスと書いてあるわけではありません。たとえ書いてあったとしても、真にインボイスであることを担保するわけでもありません。

そうすると、受け取る請求書等がインボイスに該当するか否かの判断・確認をする体制整備が必要になります。①判断・確認する者を誰にするのか、②新規の取引を開始する際、インボイスに関する確認を何処まで厳格にやるのか、③既存の免税事業者との取引にどう対応するのか等々については、都度都度で変えると事務が混乱しますので、予め決めておくべきでしょう。

2 書面が変わる!!

他者との共同購入の形態や不動産転貸の処理方法等によっては、従前どおり仕入れ控除を受けるために、今までは不要であった精算書を別途作成しないといけなくなる場合が出てきます。また、請求書等の省略が認められない取引のうち、できるだけ追加コス

トがかからない形でインボイスの保存義務をクリアしようとすると、別途、作成すべき書面等も出てきます。このように、新たに書面を作成すべき場合も出てきますので、どのような場合に、どういう書面を作成すべきかについても、予め点検、確認しておくべきです。

3 数字が変わる!!!

貴社が、インボイス制度導入後においてインボイス以外を受け取った場合、原則として、これらにかかる仮払消費税額を控除できなくなります。

このことは、当然ながら、インボイス導入の前後でやっていることは同じであっても、受け取るものがインボイスか否かという形式的なことのみによって、貴社のコストが増えることを意味します。とりわけ、貴社が、支払消費税額の80%(当初3年間)又は50%(その後の3年間)相当額を支払消費税とみなしてもらえない経過措置の適用を受けないときには、インボイス以外を受け取った場合に係る仮払消費税額の100%がコストとなります。インボイス導入が貴社のPLに与える影響は、大きなものになり得るのです。

このほか、一定の場合には、繰延消費税の控除タイミングが変わってくるため、貴社のBSにも影響を与えることになります。

4 一見、経営とは関係ない形式的なことで余分な事務負担を強いられることが、貴社にとって苦痛であることは想像に難くありません。様々なミスを誘発しそうなインボイスですので、判断に迷われた際は、お早めに税理士等の専門家にご相談ください。また、既に税理士に依頼されている事業者の方々は、インボイス導入で増える税理士事務所の事務負担増加にもご考慮いただければ幸いです。